

現 場 説 明 書

委 託 名		令和 8 年度下水道管路等耐震化調査診断業務
委 託 場 所		光市内一円
業 務 期 間	完成の時期	令和 9 年 2 月 2 6 日
入 札 保 証 金		免除
契 約 保 証 金		なし
契約保証の提出期限		—
前 払 金		あり
部 分 払 い		なし
適 用 す る 制 度		最低制限価格制度
週 休 2 日		
そ の 他		土木関係建設コンサルタント業務
特 記 事 項		
下水道用標準設計歩掛表 令和7年度-第3巻 設計委託-により積算する。		
設計歩掛は、基準歩掛に補正率を乗じ、小数第4位を四捨五入している。		

令和 8 年度下水道管路等耐震化調査診断業務標準仕様書

〔一般仕様書〕

第 1 章 総則

1 業務の目的

本委託業務（以下「業務」という。）は、本仕様書に基づいて、特記仕様書に示す委託対象地域について、現状を把握したうえで、管きょ及び付帯構造物等の耐震性能を評価し、耐震化の必要性について調査診断を行うことを目的とする。

2 一般仕様書の適用範囲

業務は、本仕様書に従い施行しなければならない。ただし、特別な仕様については、特記仕様書に定める仕様に従い施行しなければならない。

受注者は、本仕様書に定めのない事項で業務上必要な事項については、その都度発注者と協議しなければならない。

3 費用の負担

業務の検査等に伴う必要な費用は、本仕様書に明記のないものであっても、原則として受注者の負担とする。

4 法令等の遵守

受注者は、業務の実施に当たり、関連する法令等を遵守しなければならない。

5 中立性の保持

受注者は、常にコンサルタントとしての中立性を保持するよう努めなければならない。

6 秘密の保持

受注者は、業務の処理上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

7 公益確保の責務

受注者は、業務を行うに当たっては公共の安全、環境の保全、その他の公益を害することの無いように努めなければならない。

8 提出書類

受注者は委託業務契約後、速やかに下記書類を提出しなければならない。なお、承認された事項を変更しようとするときは、その都度承認を受けるものとする。

- | | |
|----------------------|-----|
| (1) 業務計画書 | 1 部 |
| (2) 管理技術者、照査技術者選任通知書 | 1 部 |
| (3) 資格等証明書の写し | 1 部 |

9 管理技術者及び技術者

- (1) 受注者は、管理技術者及び技術者をもって、秩序正しく業務を行わせるとともに、高度な技術を要する部門については、相当の経験を有する技術者を配置しなければならない。
- (2) 技術士（総合技術監理部門（下水道）、上下水道部門（下水道））又は下水道法に規定された資格を有するものとし、業務の全般に渡り技術的管理を行わなければならない。なお、主要な設計協議ならびに現地調査に出席しなければならない。
- (3) 受注者は、業務の進捗を図るため、契約に基づく必要な技術者を配置しなければならない。

10 工程管理

受注者は、工程に変更を生じた場合には、速やかに変更工程表を提出し、協議しなければならない。

11 成果品の審査及び納品

- (1) 受注者は、成果品完成後に光市の審査を受けなければならない。
- (2) 成果品の審査において、訂正を指示された箇所は、ただちに訂正しなければならない。
- (3) 業務の審査に合格後、成果品一式を納品し、光市の検査員の検査をもって、業務の完了とする。
- (4) 業務完了後において、明らかに受注者の責に伴う業務の瑕疵が発見された場合、受注者はただちに当

該業務の修正を行わなければならない。

1 2 関係官公庁等との協議

受注者は、関係官公庁等と協議を必要とするとき又は協議を受けたときは、この内容を遅滞なく報告しなければならない。

1 3 証明書の交付

必要な証明書及び申請書の交付は、受注者の申請による。

1 4 疑義の解釈

本仕様書に定める事項について、疑義を生じた場合又は本仕様書に定めのない事項については、光市、受注者協議の上、これを定める。

第2章 調査

1 資料収集

簡易診断業務においては、耐震性能の概略の把握に必要な資料、詳細診断業務においては、耐震計算に必要な資料を収集しなければならない。

これら業務上必要な管路資料、地盤資料、防災・利水資料、地下埋設物及びその他の支障物件（電柱、架空線等）については、関係官公庁、企業者等において将来計画を含め十分調査しなければならない。

(1) 管路資料

下水道台帳、竣工図書、設計図書及び老朽度調査記録等に基づき、管きょ諸元の整理及び構造諸元・埋設環境の整理をしなければならない。

(2) 地盤資料

土質調査資料、広域地質図等に基づき、地盤諸元を整理しなければならない。

地質データを収集する場合は、簡易診断では20haに1点程度の地質データを収集・整理しなければならない。

ただし、診断対象区域の土質資料が存在しない場合は、診断に利用する土質条件の扱いについて光市と協議を行う。

(3) 防災・利水資料

過去の地震被害・浸水被害状況、地域防災計画及び水道水源・農業用水等の利水状況を調査しなければならない。

(4) その他関連資料

地下埋設物台帳及びその他支障物件、管きょ改築更新事業計画等の関連資料ならびにその他必要な資料を収集し、確認しなければならない。

2 現地踏査

特記仕様書に示された調査・設計対象区域について踏査し、地勢、土地利用、道路状況、水路状況、支障物件等現地を十分に把握しなければならない。

3 現地作業

簡易診断業務においては、調査対象区域内の代表的なマンホールについて路上からの目視観察を行い、詳細診断業務においては、耐震計算を行うマンホールについて管口を含む内部の目視観察、構造・寸法の測定を行って、状況を確認しなければならない。ただし、耐震計算を行うマンホールの箇所が標準耐震診断密度（管路延長1,000m当り3断面程度、標準マンホール3箇所程度）を超える場合は別途計上とする。

第3章 耐震診断調査等一般

1 打合せ

(1) 業務の実施に当って、受注者は光市と密接な連絡を取り、その連絡事項をそのつど記録し、打合せの際、相互に確認しなければならない。

(2) 耐震診断調査等業務着手時及び業務の主要な区切りにおいて、受注者と光市は打合せを行うものと

し、その結果を記録し、相互に確認しなければならない。

2 調査・設計基準等

調査・設計に当っては、光市の指示する図書及び本仕様書第8章参考図書に基づき、調査・設計を行う上でその基準となる事項について光市と協議の上、定めるものとする。

3 調査・設計上の疑義

調査・設計上疑義の生じた場合は、光市との協議の上、これらの解決にあたらなければならない。

4 調査・設計の資料

耐震診断調査における評価、設計の計算根拠、資料等はすべて明確にし、整理して提出しなければならない。

5 事業計画図書等の確認

受注者は、第2章調査の各項の調査等と併せて、調査・設計対象区域にかかる事業計画図書の確認をしなければならない。

6 参考資料の貸与

光市は、業務に必要な防災計画図書、下水道事業計画図書、土質調査書、測量成果書、在来管資料、道路台帳、地下埋設物調査、下水道標準構造図等の資料を所定の手続きによって貸与する。

7 参考文献等の明記

業務に文献、その他の資料を引用した場合は、その文献、資料名を明記しなければならない。

8 耐震診断調査（簡易診断）及び耐震診断調査（詳細診断）

（1） 業務の内容は耐震診断調査（簡易診断）及び耐震診断調査（詳細診断）に分ける。

（2） 耐震診断調査（簡易診断）とは、詳細診断の要否、優先順位を判定するのに必要な資料の収集・整理、現地確認（目視）を行い、原設計条件を照査し、路線ごとの概ねの耐震性能を定性的に評価する業務をいう。

（3） 耐震診断調査（詳細診断）とは、耐震補強が必要な施設を判定するのに必要な資料の収集・整理、現地確認（目視）を行い、想定地震動に対する既設管きよの耐震計算を行い、耐震性能を定量的に評価する業務をいう。

第4章 耐震診断調査（簡易診断）

1 重要な幹線等の設定

重要な幹線等とその他の管路の区分設定を行わなければならない。既に区分設定がなされている場合は、資料収集等の調査結果に基づいて区分設定の確認を行い、必要に応じて見直しを行わなければならない。

2 耐震性能の定性的評価

管路資料、地盤資料、防災資料等のデータに基づき、管きよ布設年度・管径・施工法の把握、管きよ等の変状履歴の把握及び液状化検討等を行い、総合的に管路施設の耐震性能の定性的評価を行わなければならない。

3 優先順位の判定

管路施設の重要度、耐震性能の定性的評価及び管きよ流下能力、被災履歴等の緊急性並びに管きよ改築更新事業計画等の関連事業計画を考慮して、詳細診断実施路線の選定に必要な優先順位の判定を行わなければならない。

4 詳細診断の範囲検討

優先順位の判定結果に基づき、耐震性能の定量的評価を行う詳細診断が必要な施設を抽出し、路線延長及びマンホール箇所数を算出しなければならない。また、詳細診断に必要な調査内容の検討を行い、補足調査の必要がある場合は、具体的な調査項目及び調査数量を算出しなければならない。

5 簡易診断調査図の作成

主要な調査図は、下記により作成することとし、図面完成時には光市の承認を受けなければならない。

（1） 位置図

位置図（ $S=1/10,000\sim 1/30,000$ ）は、地形図に調査区域又は調査区間及び処理区界と名称、幹線の位置及び名称、処理施設及びポンプ施設の位置及び名称等を記入する。

(2) 基礎調査図

基礎調査図（ $S=1/10,000\sim 1/30,000$ ）は、基礎調査において収集した管路資料、地盤資料、防災・利水資料、その他関連資料等を整理して集成する。

(3) 重要な幹線等設定図

重要な幹線等設定図（ $S=1/10,000\sim 1/30,000$ ）は、重要な幹線等とその他の管路の区分が明確に判断できるように記入する。

(4) 優先順位判定図

優先順位判定図（ $S=1/10,000\sim 1/30,000$ ）は、優先順位が判別できるように識別して記入する。

(5) 詳細診断範囲図

詳細診断範囲図（ $S=1/2,500$ ）は、詳細診断対象管きよの位置及び名称、管径、勾配、区間距離等を記入する。

6 報告書

報告書は、当該調査に係るとりまとめの概要書を作成するものとし、その内容は、位置、調査の目的、簡易調査の概要、基礎調査、重要な幹線等の設定、耐震性能の定性的評価結果、優先順位の判定、詳細診断の範囲検討等を集成するものとする。

第5章 耐震診断調査（詳細診断）

1 条件設定

耐震計算を実施するにあたり、基礎調査で収集した資料等に基づき施設諸元、地盤の特性、埋設条件等必要な条件を設定しなければならない。

2 耐震性能の定量的評価

管路資料、地盤資料、老朽度調査記録等のデータに基づき、管路施設の耐震計算を行い、耐震性能の定量的評価を行わなければならない。耐震計算は、原則として応答変位法により、下記の内容により行わなければならない。

(1) レベル1の場合

液状化の判定、マンホールと管きよの接続部及び管きよと管きよの継手部の計算（地震動による屈曲角・拔出し量）、マンホール本体の計算。

(2) レベル1及びレベル2の場合

液状化の判定、マンホールと管きよの接続部及び管きよと管きよの継手部の計算（地震動による屈曲角・拔出し量及び地盤の永久ひずみによる拔出し量）、管きよ本体の計算、マンホール本体の計算、側方流動の検討、液状化層厚と沈下量（沈下に伴う屈曲角・拔出し量等）、地盤急変化部・急曲線等の特殊条件における計算、マンホールの浮き上がり計算、目地開口量の検討。

3 耐震補強必要箇所の抽出

耐震計算の結果、耐震性能が不足すると評価された施設については、補強すべき具体的部位及び補強内容を抽出し、整理しなければならない。また、詳細設計に必要な設計内容の検討を行い、補足調査の必要がある場合は、具体的な調査項目及び調査数量を算出しなければならない。

4 耐震補強対策の検討

耐震補強必要箇所については、補強対策の概略検討、概算工事費の算出及び段階的対策計画を検討しなければならない。

(1) 耐震対策の概略検討

屈曲角、拔出し、耐力、液状化時の浮上・沈下等に対する耐震補強方法・耐震補強構造を概略比較により選定する。

(2) 耐震対策の概算工事費の算出

耐震補強方法・耐震補強構造に対する概算工事費を算出する。

(3) 耐震対策事業計画の作成

段階的な対策計画を検討し、年度別事業計画及び実施工程表を作成する。

5 調査診断調査図の作成

主要な調査図は、下記により作成することとし、図面完成時には、光市の承認を受けなければならない。

(1) 位置図

位置図 ($S=1/10,000 \sim 1/30,000$) は、地形図に詳細調査区間を記入する。

(2) 調査対象路線図

調査対象路線図 ($S=1/2,500$) は、事業計画において作成した施設平面図に基づいて詳細調査区間の区間番号、形状、管径、勾配、区間距離、幹線・排水区又は処理区等の名称を記入する。

(3) 耐震補強対策平面図

耐震補強対策平面図 ($S=1/500$) は、施設平面図又は下水道台帳と同一記号を用いて、管きよの位置、区間番号、形状、管径、勾配、区間距離、補強対策案等を記入する。

(4) 耐震補強対策概略構造図

耐震補強対策概略構造図 ($S=1/50 \sim 1/100$) は、光市の下水道標準構造図によるものは作成を要しないが、耐震補強対策として特に構造図を必要とするものについて概略の形状図を作成する。

6 報告書

報告書は、当該調査に係るとりまとめの概要書を作成するものとし、その内容は、位置、調査の目的、詳細診断の概要、基礎調査、耐震性能の定量的評価結果、耐震計算書、耐震補強方法・耐震補強構造の検討、概算工事費、耐震対策事業計画、詳細設計の箇所・内容等を集成するものとする。

第6章 照査

1 照査の目的

受注者は業務を施行する上で技術資料等の諸情報を活用し、十分な比較検討を行うことにより、業務の高い質を確保することに努めるとともに、さらに照査を実施し、設計図書に誤りがないよう努めなければならない。

2 照査の体制

受注者は遺漏なき照査を実施するため、相当な技術経験を有する照査技術者を配置しなければならない。

3 照査事項

受注者は、下水道施設の耐震性向上の重要性を十分に認識し、調査・設計全般にわたり、以下に示す事項について照査を実施しなければならない。

(1) 耐震診断（簡易診断）

- イ 基礎調査の内容の適切性
- ロ 重要な幹線等の設定理由の妥当性
- ハ 診断結果の妥当性
- ニ 優先順位の検討の適切性
- ホ 詳細診断範囲の抽出の妥当性

第7章 提出図書

1 提出図書

提出図書は次項により、提出しなければならない。

2 耐震診断調査関係提出図書（簡易診断）

図書名	縮尺	形状寸法・提出部数
(1) 位置図	1/10,000～1/30,000	A4判又はA3判製本・3部
(2) 基礎調査図	1/10,000～1/30,000	A4判又はA3判製本・3部

(3) 重要な幹線等設定図	1/10,000～1/30,000	A 4判又はA 3判製本・3部
(4) 優先順位判定図	1/10,000～1/30,000	A 4判又はA 3判製本・3部
(5) 詳細診断範囲図	1/2,500	A 4判又はA 3判製本・3部
(6) 報告書		A 4判製本・3部
(7) 打合せ議事録		A 4判製本・3部
(8) その他参考資料（下水道台帳、土質調査資料他）		原稿・一式
3 耐震診断調査関係提出図書（詳細診断）		
図書名	縮尺	形状寸法・提出部数
(1) 位置図	1/10,000～1/30,000	A 4判又はA 3判製本・3部
(2) 調査対象路線図	1/2,500	A 4判又はA 3判製本・3部
(3) 耐震補強対策平面図	1/500	A 4判又はA 3判製本・3部
(4) 耐震補強対策概略構造図	1/50～1/100	A 4判又はA 3判製本・3部
(5) 報告書		A 4判製本・3部
(6) 打合せ議事録		A 4判製本・3部
(7) その他参考資料（老朽度調査記録資料他）		原稿・一式

第8章 参考図書

1 参考図書

業務は、下記に掲げる最新版図書を参考にして行うものとする。

これ以外の図書（各種対策工法の設計要領書等）を使用する場合は、発注者の承諾を得るものとする。

- (1) 光市の下水道構造標準図
- (2) 光市の下水道設計基準・耐震設計基準
- (3) 光市の道路埋設標準定規
- (4) 下水道施設計画・設計指針と解説（日本下水道協会）
- (5) 下水道維持管理指針（日本下水道協会）
- (6) 小規模下水道計画・設計・維持管理指針と解説（日本下水道協会）
- (7) 下水道管路施設設計の手引（日本下水道協会）
- (8) 下水道施設の耐震対策マニュアル（日本下水道協会）
- (9) 下水道施設の耐震対策指針と解説（日本下水道協会）
- (10) 下水道施設耐震計算例－管路施設編（日本下水道協会）
- (11) 下水道推進工法の指針と解説（日本下水道協会）
- (12) 下水道マンホール安全対策の手引き（案）（日本下水道協会）
- (13) 水理公式集（土木学会）
- (14) コンクリート標準示方書（土木学会）
- (15) 土木工学ハンドブック（土木学会）
- (16) トンネル標準示方書（シールド工法編）・同解説（土木学会）
- (17) トンネル標準示方書（山岳工法編）・同解説（土木学会）
- (18) トンネル標準示方書（開削工法編）・同解説（土木学会）
- (19) 地盤工学ハンドブック（地盤工学会）
- (20) 道路技術基準通達集（国土交通省）
- (21) 道路構造令の解説と運用（日本道路協会）
- (22) 道路土工－仮設構造物土工指針（日本道路協会）
- (23) 道路土工－擁壁土工指針（日本道路協会）
- (24) 道路土工－カルバート土工指針（日本道路協会）
- (25) 共同溝設計指針（日本道路協会）

- (2 6) 道路橋示方書・同解説（日本道路協会）
- (2 7) 水門鉄管技術基準（水門鉄管協会）
- (2 8) 改訂新版建設省河川砂防技術基準（案）同解説（日本河川協会）
- (2 9) 港湾の施設の技術上の基準・同解説（日本港湾協会）

特記仕様書

- 1 特記仕様書の適用範囲
- この仕様書は、「令和8年度下水道管路等耐震化調査診断業務一般仕様書」の第1章1及び2に定める特記仕様書とし、この仕様書に記載されていない事項は、前記一般仕様書による。
- 2 業務の対象
- (1) 名 称

令和8年度下水道管路等耐震化調査診断業務
- (2) 位 置

(別途図面のとおり)
- (3) 設計条件項目

設 計 条 件 項 目 表		
項 目		設 計 条 件
委託期間		令和8年 月 日 ~令和9年2月26日
実施場所		光市内一円
報告書作成		有
設 計 協 議		中間打合せ3回
簡易診断	面 積	192ha (管きょ延長L=9.6km、W=200m)
	調査対象管路	分流汚水のみ
		幹線のみ
	管路電子化情報	有
詳細診断	延 長	713m
	調査対象管路	汚水のみ
	管路電子化情報	有
	特殊構造物	無
	耐震計算	有 レベル1及び2地震動
	耐震診断密度	標準
	調査対象管路の布設 工法及び管径	推進工法 コンクリート管φ1000 L=645.6m 推進工法 コンクリート管φ350 L=67.5m

入札条件	1 入札の執行 落札者を決定するに当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札書を提出する者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積った契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
指示事項	1 施工管理基準等 受注者は、委託業務の実施に当たっては、入札公告日、指名通知日又は見積依頼日における最新の「山口県業務委託共通仕様書」によること。 (http://www.pref.yamaguchi.lg.jp/soshiki/127/23447.html) 2 業務の仕様 当該業務委託の条件並びに仕様及び特記事項は、業務委託条件書並びに設計書及び特記仕様書のとおりとする。 3 法令の遵守 受注者は、委託業務の実施に当たっては、関係法規を遵守し、常に適切な管理を行うものとする。 4 産業廃棄物 業務委託条件書、設計書、特記仕様書等で産業廃棄物の最終処分が指定されている場合は、産業廃棄物税として処分量1トン当たり1,000円を見込むこと。 また、処分方法の変更等により、課税対象とならなくなった場合は、当該金額を減じた額で変更契約する。 5 テクリスの登録 業務委託の受注者は、委託料の額100万円以上の測量及び調査設計業務について、テクリス（測量調査設計業務実績情報システム）（（一財）日本建設情報総合センター（以下、「JACIC」という。））に基づき、「通知書」を作成し、監督職員の確認を受けた後に、JACICへ登録するとともに、JACIC発行の「登録内容確認書」の写しを監督職員に提示すること。なお、提示の期限は以下のとおりとする。 （1）受注時登録データの提示期限は、契約締結後、休日等を除き15日以内とする。 （2）完了時登録データの提示期限は、業務完了後、休日等を除き15日以内とする。 （3）業務履行中に、受注時登録データのうち、委託期間、契約金額、管理技術者のいずれかに変更があった場合は、変更があった日から、休日等を除き15日以内に変更データを提示すること。 6 暴力団等の排除 （1）暴力団等（暴力団、暴力団関係企業など不当介入を行うすべての者をいう。）から不当介入（不当要求及び業務妨害をいう。）を受けた場合は、その旨を直ちに発注者に報告し、所轄の警察署に届け出ること。 なお、報告を怠り、後で判明した場合は、「不正又は不誠実な行為」による指名停止措置を検討する。 （2）暴力団等から不当介入による被害を受けた場合は、その旨を直ちに発注者に報告し、被害届を速やかに所轄の警察署に提出すること。 （3）発注者及び所轄警察署と協力し不当介入の排除対策を講じること。 （4）不当介入により委託期間の延長が生じると認められる場合は、約款の規定により発注者に委託期間延長等の請求を行うこと。

指示事項	7 電子納品及びオンライン電子納品 山口県「工事及び設計等業務における電子納品実施要領」に基づき電子納品を行うこと。 土木工事に係る業務（用地補償を除く）については、「オンライン電子納品実施要領」に基づきオンライン電子納品を行うこと。ただし、監督職員の承諾を得た場合は電子納品を実施しないことができる。 (https://www.pref.yamaguchi.lg.jp/soshiki/127/23347.html) (https://www.pref.yamaguchi.lg.jp/soshiki/127/194292.html)
------	---